

1 基本方針の策定にあたって

(1) 基本方針策定の趣旨

- ◎本市における既存の基本方針を継承
 - ・「要保護児童施設整備に向けた基本方針」(H21.10 策定)
 - ・「里親の支援・拡充推進に向けた基本方針」(H23.1 策定)
- ◎「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について(厚労省通知)」(H24.11)を踏まえたもの

(2) 関連する計画との連携

- ◎「(仮称)川崎市子ども・子育て支援事業計画」
 - ・基本目標V-1:「社会的養護が必要な子どもへの支援の充実」
- ◎本市の「新たな総合計画」やその他の政策領域別計画との整合
- ◎神奈川県や県内政令指定都市・児童相談所設置市との連携

(3) 基本方針の対象期間

- ◎平成27年度～41年度
- ◎15年間で5年ごと3期に区分して見直しを行う

《前期》

平成27年度～31年度

《中期》

平成32年度～36年度

《後期》

平成37年度～41年度

2 社会的養護を取り巻く背景

(1) 児童虐待の相談・通告件数の増加

- ◎平成25年度:1,576件(10年間で約3.5倍)

(2) 要保護児童・要支援家庭の概念の広がり

- ①孤立化する家庭のリスク
 - ・核家族化に伴う家族規模の縮小
 - ・地域社会の変容(地域と家庭の繋がりの希薄化)
- ②特別なケアを必要とする児童・家庭の増加
 - ・発達障害等への対応
- ③子どもの貧困
 - ・「子どもの貧困率」:16.3%(H24厚労省調査)
 - ・教育など、子どもが育つ環境に大きな影響

3 社会的養護に関わるこれまでの取組と現状の課題

(1) 子どもと家庭に対する総合的な相談体制の整備

- ①児童相談所の再編整備
 - ・平成23年度から市内3箇所の児童相談所体制に再編
- ②区役所保健福祉センターの体制強化と児童相談所との役割分担の強化
 - ・保健福祉センター:虐待等の早期把握・地域での継続した支援
 - ・児童相談所:虐待等への対応・法的権限に基づく家庭介入

(2) 社会的養護の体制整備

- ①「要保護児童施設整備に向けた基本方針」に基づく施設整備の推進
 - ・新設:乳児院1箇所 児童養護施設2箇所 情緒障害児短期治療施設1箇所
 - ・児童養護施設:家庭的な養育環境に配慮(小規模グループケア)
- ②「里親の支援・拡充推進に向けた基本方針」に基づく里親制度の推進

(3) 社会的養護に関わる現状の課題

- ◎国が示す「社会的養護の課題と将来像」との整合
- ◎施設と里親の中間形態としての小規模型児童養護施設(グループホーム)のあり方
- ◎里親の高齢化に伴う新規開拓と里親の負担軽減
- ◎施設等退所後の子どもの自立

4 社会的養護の推進に向けた基本的な方向性

《総論》 地域における「社会的養護」の意識の醸成

＜地域全体で子どもと子育てを支える意識を醸成＞⇒＜地域における「社会的養護」の醸成＞

《各論》

(1) 虐待防止と子どもの自立支援の充実

- ①虐待防止:第三者委員等苦情等を伝える仕組みの周知
- ②子どもの自立支援の充実:自立前の長期的な支援と自立後のきめ細かいフォロー

(2) 家庭に近い養育環境(施設における家庭的養護)の推進と専門的支援の充実

- ①既存児童養護施設の改築:「小規模グループケア」への対応
- ②児童養護施設等の適切な運営:複雑・多様化した背景に沿った専門的な支援の充実
- ③グループホームの適切な運営:施設と里親の中間形態としての運営手法あり方の検討
- ④心理的ケア等を必要とする子どもへの専門的支援の充実

(3) 里親制度(家庭養護)の推進

- ①里親制度の拡充に向けた広報・啓発等の推進:里親制度の理解・登録増加に向けた取組
- ②里親への支援体制の強化:諸制度の運用・里親支援に向けた関係機関等の取組
- ③里親への委託拡充の推進:未委託里親に対する委託の拡充

川崎市社会的養護の推進に向けた基本方針 概要②

5 社会的養護の需要量と供給量

(1) 需要量と供給量の設定に係る考え方

『新たな総合計画の策定に向けた将来人口推計』をもとに社会的養護が必要な子ども数を算定しています。

- 前期～後期の間、人口は増加していく
- 0歳～4歳人口は計画期間を通じて減少
- 5歳～18歳人口は前期期間をピークにその後減少

【表1】 (単位：人)

	前期※	中期※	後期※
人口推計	1,487,461	1,509,619	1,518,846
0～4歳	62,348	55,282	51,604
5～19歳	191,515	191,194	182,574

※前期：平成27年度～平成31年度

※中期：平成32年度～平成36年度

※後期：平成37年度～平成41年度

(2) 今後の社会的養護の需要量

①社会的養護が必要な子ども(②を除く)

平成23年度～25年度の措置児童数と年齢別人口をもとに『将来人口推計』を利用して計画期間の社会的養護が必要となる子ども数を算定しています。

【表2：需要量推定(専門的ケアが必要な子どもは別掲)】 (単位：人)

	前期	中期	後期
社会的養護が必要な子ども数	347	345	328
0～4歳	29	26	24
5～19歳	318	319	304

②専門的ケアが必要な子ども

『平成25年3月(仮称)こども心理ケアセンター整備基本計画』策定時の調査結果から、専門的ケアが必要な子ども数を算定しています。

【表3】 (単位：人)

	前期	中期	後期
専門的ケアが必要な子ども	36	36	36

(3) 今後の社会的養護の供給量

《計画期間における支援体制の考え方》

社会的養護が必要な子どものうち3分の1を里親・ファミリーホームでの支援を行う方針とし、3分の2の子どもへの支援は、乳児院・児童養護施設・グループホームでの支援を行う方針とします。

①乳児院

計画期間中は現状(2施設、45人定員)で対応可能ですが、一部改修等の検討が必要です。

【表4】 (単位：人)

	前期	中期	後期
乳児院	45	45	45
施設数	2箇所	2箇所	2箇所

②児童養護施設

新築・改築により整備中。(4施設)一部施設については定員変更(分園化)び市外施設については協議が必要です。

【表5】 (単位：人)

	前期	中期	後期
市内児童養護	162	167	147
施設数	4箇所	4箇所	4箇所
市外所管施設分	70	60	50

③グループホーム(施設分園も含む)

現在は5箇所が設置されているが、計画期間中においては、計7箇所を増設を目指していきます。

【表6】 (単位：人)

	前期	中期	後期
グループホーム	42	60	72
施設数	7箇所	10箇所	12箇所

④里親・ファミリーホーム

需要量の3分の1は、里親・ファミリーホームでの支援を実施していく方針としています。

【表7】 (単位：人)

	前期	中期	後期
里親・ファミリーホーム	95	100	110
里親組数	120組(77人)	125組(82人)	130組(86人)
ファミリーホーム数	3箇所(18人)	3箇所(18人)	4箇所(24人)

⑤情緒障害児短期治療施設

現状で対応は可能な見込みです。

【表8】 (単位：人)

	前期	中期	後期
情緒障害児短期治療施設	40	40	40
施設数	1箇所	1箇所	1箇所

⑥自立援助ホーム

現状で対応は可能な見込みです。

【表9】 (単位：人)

	前期	中期	後期
自立援助ホーム	6	6	6
施設数	1箇所	1箇所	1箇所